



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社朝日工業社
代表者名 代表取締役社長 高須 康有
(コード番号 1975 東証・大証第一部)
問合せ先 取締役上席執行役員
総務本部長 池田 純一
(TEL 03-3432-5711)

定款の一部変更(中間配当制度導入)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 82 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができるよう所要の変更を行うものであります。
- (2) 変更案第 41 条第 2 項および第 42 条の新設に伴い、期末配当の他に剰余金の配当をすることが可能となることから、変更案第 43 条に記載のとおり除斥期間に関する規定を変更するものであります。
- (3) 変更案第 42 条の新設に伴い、必要な条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第41条(剰余金の配当) 当社は、 <u>期末配当の基準日を毎年 3 月31日とし、株主総会の決議によって基準日における最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に期末配当金を支払う。</u> (新 設) (新 設)	第41条(剰余金の配当の基準日) <u>(1) 当社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。</u> <u>(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第42条(配当金の除斥期間等) (1) 期末配当金の除斥期間は、支払開始の日から満3年とする。それ以後は支払の義務を免れる。 (2) (条文省略)	第42条(中間配当) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u> 第43条(配当金の除斥期間等) (1) 配当財産が金銭である場合の除斥期間は、支払開始の日から満3年とする。それ以後は支払の義務を免れる。 (2) (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 29 日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 29 日(水曜日)

以 上